運輸機関の運休、台風等その他の災害及び震災時等の 社員の勤務に関する規程

株式会社KUサポート

運輸機関の運休、台風等その他の災害及び震災時等の勤務は、次のとおりとする。

- 1. 運輸機関の運休時の勤務対応について
 - (1) 東急田園都市線以外の交通機関が運休しても平常勤務とする。ただし、運休の影響で出勤が遅れたり、欠勤した場合は、その旨を通常の方法によって届け出ること。
 - (2) 正午までに東急田園都市線が運休を解除した場合は、解除次第勤務する。正午現在運休している場合は全面的に休業とする。
 - (3) 夜間勤務者については、正午現在東急田園都市線が運休している場合は、当日の勤務は全面的に休業とする。
 - (注)授業が「休講」となった場合でも、東急田園都市線が運行していれば平常勤務となる。
- 2. 台風や震災時等の勤務対応について

平常勤務の場合でも下記(1)、(2)に該当し、通勤の安全が危惧される状態の時は、個人判断により 天候回復まで自宅待機し、出勤が遅れたり、欠勤した場合はその旨を通常の方法によって届け出る こと。なお、就業時間中の対応については、別途会社から指示する。

- (1) 台風、低気圧等により東京 2 3 区又はその隣接地域に「特別警報」(大雨、暴風、暴風雪、大雪等)や「警報」(大雨、暴風、暴風雪、大雪等)が発表されている場合。
- (2) 大規模地震対策特別法に基づく「警戒警報」が発令されている場合。

以上

〈参考〉大学の「休講」と会社の「休業」について

- 「休講」は、学生の授業は無いが、職員及び当社社員の業務は通常通り行う。
- ・「休業」は、学生の授業が無いとともに、教職員及び当社社員の業務も無い。